

第12回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和4年12月2日(金)
開会 15時00分
閉会 16時15分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 2番 池田 良一

11番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	書記	江口 裕典

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第53号	農地法第5条の申請について
議案第54号	農地法第4条の申請について
議案第55号	農地法第3条の申請について
議案第56号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業]について
議案第57号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について

8. 報告事項

議案第25号	農地法第18条第6項通知の受理について
議案第26号	農地等の形質変更届出について
議案第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否 かの判断について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。 (挨拶) それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は2番 池田 良一委員、11番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第25号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第26号</td> <td>農地等の形質変更届出について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第27号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>となっております。 それでは、議事に入ります。 議案第53号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第53号	農地法第5条の申請について	3件	議案第54号	農地法第4条の申請について	1件	議案第55号	農地法第3条の申請について	8件	議案第56号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	14件		農地中間管理事業	8件	議案第57号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第25号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第26号	農地等の形質変更届出について	2件	報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件
議案第53号	農地法第5条の申請について	3件																													
議案第54号	農地法第4条の申請について	1件																													
議案第55号	農地法第3条の申請について	8件																													
議案第56号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																														
	利用権設定 通年	14件																													
	農地中間管理事業	8件																													
議案第57号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																													
報告第25号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																													
報告第26号	農地等の形質変更届出について	2件																													
報告第27号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	3件																													
<p>事務局</p>	<p>議案第53号 54番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから4ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が土砂仮置き場（一時転用）をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>																														

事務局	<p>続きまして、議案は1ページ、55番になります。 図面は5ページから10ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、56番になります。 図面は11ページから15ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅建設をするための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第53号 については以上3件です。</p>
議長	それでは54番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	もう一カ所開発許可をとらずに2,000㎡くらい土砂を置いてありますが、今回はきちんと地主さんに言って、議員さんも入っておられましたので、側溝には絶対流さない、きちんと畑として耕作できる状態に戻すという念書をとってくださいということで私も承諾しました。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。ご審議をお願いします。
議長	54番について、御意見、御質問はございませんか。
担当委員	仮置きはいつまでですか。
事務局	令和5年8月までとなっています。
	<p>他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、55番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	ここは最初1筆だったのを3筆に分けて、現在1つは家が建って、その横は農地として残して、その隣にまた新しく新築するということです。排水等に問題ありませんので、印鑑を押しました。以上です。ご審議よろしくをお願いします。
議長	<p>55番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、56番について担当委員から説明をお願いします。</p>

担当委員	息子さんが帰ってきて、自宅前の畑に家を建てるということでした。側溝あたりも見ましたが、全然問題ないようでした。生産組合長さん、区長さんの印もありましたので、私も印を押しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	56番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第5条の申請3件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第54号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第54号 について説明します。 議案第54号 22番についてご説明します。 議案は3ページになります。 図面は16ページから21ページです。 申請地は〇〇〇〇地区及び〇〇〇〇地区です。 申請人が植林をするための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇〇〇頃に植林をしていたとして始末書が添付されています。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第54号 については以上1件です。
議長	22番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	娘さんから相談を受けて現場を見に行ってきました。特に問題はないところで、隣接者の同意書、区長さん、生産組合長さんの印もありましたので、私も印を押しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	22番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第55号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第55号 8件について御説明いたします。 議案は4ページから5ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。

事務局	<p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第55号 については以上8件です。</p>
議長	<p>議案第55号 について議案の4ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第55号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第56号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年14件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号 利用権設定の通年について御説明します。</p> <p>議案の6ページから8ページに明細書を、9ページから15ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>借受人が13名、貸付人が13名で、面積は田が31,027㎡、畑が4,508㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりのりです。</p> <p>議案第56号 利用権設定の通年については以上です。</p>
議長	<p>議案第56号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第56号 農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第56号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] 農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号 農地中間管理事業について御説明いたします。</p> <p>議案の16ページから17ページに明細書を、18ページから22ページに農用地利用集積計画書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>畑が14,197㎡、貸付人4名、借受人5名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりのりです。</p>

事務局	議案第56号 農地中間管理事業については以上8件です。
議長	<p>議案第56号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)8件について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>特に無いようですので、議案第56号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)8件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第57号 農業経営基盤強化促進法による農地売買特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 あっせん委員の指名について、御説明します。</p> <p>議案の23ページ 3番になります。 図面は31ページになります。 あっせん申出が〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いしますのものです。</p> <p>議案第57号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第57号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>特に無いようですので、議案第57号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第25号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第25号 について御説明します。 議案は24ページになります。</p> <p>3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第25号 については以上です。</p>

議長	<p>報告第25号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第26号 農地等の形質変更届出について事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第26号 について御説明します。</p> <p>議案の25ページ 6番になります。</p> <p>図面は22ページから26ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>嵩上げをして、さつま芋などを作付けする畑として利用するための届出です。</p> <p>続きまして、議案の25ページ 7番になります。</p> <p>図面は27ページから30ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p> <p>嵩上げをして、2枚の水田を1枚の水田として利用するための届出です。</p> <p>報告第26号 については以上です。</p>
議長	<p>6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>今回形質変更届で嵩上げをして野菜を作りますということで自分のところに相談に来られました。それで、こんなに広く嵩上げして何を作るのですかと聞いたら、芋を作りますとのことでした。ちょうどすぐ横の小さな河川の横に田んぼを何枚か作っておられます。必ずしも隣接者の許可はいらないけども、地元の方には必ず連絡をして了解をもらってくださいねということ言っています。この高さは国道より少し低めで大雨が降ったときは浸かるので、反対側に田んぼを作っている所の水が引くのが遅くなるので、そのあたりの了解をもらってくださいと言っています。間違いなく作られるとは思いますが。</p>
議長	<p>報告第26号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。</p>
〇番委員	<p>ここが一番低いので、ここで全部止めてしまうと浸かるのではないかと思います。水のはけ口がほとんどないのでは。</p>
担当委員	<p>そのような事があるので地元と話しておくように言っています。もし、何かありましたら、意見を聴かせてください。</p>
〇番委員	<p>一番低いところを埋めてしまったら、家が浸かってしまうのではと思いました。</p>
担当委員	<p>地元の役員さんなどには必ず話をしてくださいと話しています。三角の農地が残っている所の隣接の〇〇さんの同意をもらっておかないといけないということも話をしています。</p>

事務局	〇〇さんは連絡があつて、同意をもらえるようになっています。
議長	他に御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	田んぼは真四角ではなくて、狭地の悪い田んぼでした。キュウリハウスの嵩上げで残土をもらって2枚の田んぼを1枚にするということでした。隣接の印もありましたので、私も承諾しました。
議長	報告第26号 農地等の形質変更届出について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、続きまして、報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局より報告をお願いします。
事務局	報告第27号 について御説明いたします。 議案は、26ページになります。 1番から3番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして報告しております。 報告第27号 についての説明は以上です。
議長	報告第27号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第12回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>